

## ○ 地方税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。）及び北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号。以下「情報通信技術利用規則」という。）に基づき、地方税について電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により申請等を行う場合の対象手続・事前届出・申請等の方法及び内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録で、次のアからウのいずれかに該当するものをいう。
  - ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成したもの
  - イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定するもの
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、情報通信技術利用規則第4条第3項第3号の規定に基づき、知事が告示で定めたもののうち、地方税ポータルシステムで利用できるもの
- (3) 地方税電子化協議会 地方税電子申告システムの共同開発及び協同運営等を行うため、平成15年8月7日に都道府県及び政令指定都市が設立した協議会をいう。
- (4) 地方税ポータルシステム 地方税における申告・届出手続等電子情報処理組織を利用して行うために、地方税電子化協議会が開発及び運営するシステムをいう。
- (5) 運営団体 地方税ポータルシステムの運営に参加している地方公共団体をいう。
- (6) 税務代理人 税理士法（昭和26年法律第237号）第3条第1項に規定する税理士の資格を有するものをいう。
- (7) 利用者 I D 地方税ポータルシステムを利用して申請等を行う者（以下「システム利用者」という。）を特定するために運営団体がシステム利用者に付与する番号をいう。
- (8) 暗証番号 システム利用者を特定する際のセキュリティの確保を目的として運営団

体がシステム利用者に付与する番号をいう。

- 2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、情報通信技術利用条例及び情報通信技術利用規則で使用する用語の例による。

## 第2章 申請手続等

(申請等の指定)

- 第3条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用し  
て行わせることができる申請等は、別表に掲げる申請等とする。

(知事の指定する電子計算機)

- 第4条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第3条第4項及び第5条第4項に  
規定する知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機は、地方税ポータル  
システムを構成する電子計算機とする。

(事前届出等)

- 第5条 情報通信技術利用規則第4条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して  
申請等を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる次項に電子署名を行い当該電子署  
名に係る電子証明書と併せて地方税ポータルシステムを利用して送信することにより、  
知事に届け出なければならない。この場合、税務代理人以外の者については、その電子  
署名及び電子証明書を省略することができる。

- (1) 氏名及び住所又は居所

法人(北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)第24条第1項第4号、同条第5  
項及び第38条に規定する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるも  
のを含む。以下同じ。)については名称及び所在地

- (2) 対象とする手続の範囲

- (3) その他参考となるべき事項

- 2 知事は、前項に規定する届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、利用者 I  
D及び暗証番号を通知するものとする。
- 3 前項の利用者 I D及び暗証番号は、運営団体が共同で利用することができる標準仕様  
に基づくものとする。
- 4 第1項の届出をする者が北海道以外の運営団体から利用者 I D及び暗証番号の通知を  
受けている場合は、法人においては電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の添付  
を、税務代理人においては当該届出を省略することができるものとする。この場合、知  
事は、利用者 I D及び暗証番号を通知しないものとする。
- 5 第1項の届出をした者は、同項の届出事項に変更が生じたときは遅滞なく、その旨を  
地方税ポータルシステムを利用し、知事に届け出なければならない。

なお、変更が生じた届出事項が電子証明に係るもの場合は、当該届出に電子署名を  
行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 前条に規定する事前届出等をした者が、情報通信技術利用条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用して申請等を行うときは、地方税電子化協議会が提供する利用者用ソフトウェア又はこれと同様の機能を有するものを用いて、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに前条第2項及び第4項による利用者ID及び暗証番号を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを地方税ポータルシステムを利用して送信することにより行わなければならない。この場合、税務代理人が電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信するときにおいては、当該申請等を行う義務を有する者（法人の場合は、代表者又は管理人及び経理責任者を含む。）の電子署名及び電子証明書を省略することができる。

2 前項の申請等が行われる場合において、知事は、当該申請等につき規定した法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等（以下この項において「添付書面等」という。）に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

### 第3章 雑則

(手続の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

2 地方税ポータルシステムの利用にあたっては、地方税電子化協議会が定める地方税ポータルシステム利用規約等を遵守しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

別表（第3条関係）

条 例 等	規 定	申 請 等
北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)	第35条	申告書の提出
	第41条第1項	申告書の提出
	第43条の5	届出書の提出
地方税法(昭和25年法律第226号)	第53条第38項又は第39項	届出書の提出
地方税法施行令(昭和25年政令第245号)	第24条の4第1項(地方税法施行令第24条の4の	申請書の提出

	3 第 1 項において準用する場合を含む。)	
	第24条の4 第4項（地方税法施行令第24条の4の3 第1項において準用する場合を含む。)	届出書の提出